

公益財団法人日本フィランソロピック財団
代表理事 岸本和久 様

「五島市ばらもん中高生応援基金（海外短期留学）」誓約書

「五島市ばらもん中高生応援基金（海外短期留学）」（以下「本奨学金」）に応募するにあたり、公益財団法人日本フィランソロピック財団（以下「財団」）が求める奨学生としての義務をすべて理解したうえで応募いたします。

また、奨学生に採用された際には、下記の誓約事項に同意のうえ留学プログラムに参加し、海外での学習および多様な体験を通じて自己の成長に努めることを誓約します。誓約事項に反した場合、奨学生の採用および留学プログラム参加資格の取り消しや、財団からの奨学金等の返還請求について、正当な理由がある場合を除き異議を申し立てることなく、誠実に対応いたします。

【応募にあたり理解する事項】

1. 財団が本奨学金の趣旨に合致すると認めた旅行代理店が提供する留学プログラムの中から、自らの能力、興味、適性、日程、渡航および現地滞在に支障のない健康状態等を踏まえて選択し、本奨学金に応募します。
2. 奨学生に採用された後、実際に参加できる留学プログラムは応募年の翌年に開催されるものであることを理解します。
3. 応募書類または申告内容に虚偽があった場合、在学学校で処分を受けた場合、その他、財団が奨学生として相応しくないと認めた場合、奨学生または保護者が奨学金を本来の目的に反する利用をしたことが発覚した場合、採用が取り消され、受領済の奨学金を返還することに同意します。
4. 応募者本人および保護者は、反社会的勢力に該当しないことを誓約します。
5. 応募書類提出後に応募者本人および保護者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等その他重要な事項に変更があった場合は速やかに財団に報告します。
6. 財団は、旅行代理店の留学プログラムを情報提供の一環として紹介するにとどまり、当該プログラムの内容、実施、運営、安全性その他一切について何ら保証せず、法令により免責が認められない場合を除き、奨学生と旅行代理店との間で生じる一切の問題について責任を負わないことを理解します。
7. 留学プログラムの実施および安全管理は旅行代理店の責任において行われるものであることを理解します。
8. 海外渡航には事故、疾病、治安その他の予測困難なリスクが伴うことを十分に理解し、自らの判断と責任において参加します。

【個人情報の取り扱い】

1. 提供した個人情報、奨学生の選考および採用手続き、ならびに奨学生採用後の管理・運営に関連する業務に使用されることを理解します。
2. 提供した個人情報は、財団の個人情報取り扱いルールに則り、保管または廃棄されることに同意します。
3. 財団が、奨学生および保護者の同意に基づき、法令に従い、留学プログラム実施に必要な範囲で、旅行代理店へ奨学生および保護者の氏名、在学学校名等の個人情報を提供する場合があることについて理解し、同意します。
なお、当該個人情報の提供目的は、旅行代理店による各種書類の作成・発行、危機管理、安全確保、留学プログラム遂行に必要な連絡等であることを理解します。
4. 個人情報について、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除などを希望する場合は、財団事務局（Tel 050-3521-0160、Eメールアドレス：info@np-foundation.or.jp）まで問い合わせることにより、法令および財団の定める手続きに従って対応が行われることを理解します。

【選考後に必要な手続き・奨学金について】

1. 参加に必要な各種手続き（旅行代理店に提出する各種書類の作成および提出、パスポートおよびビザの取得、参加にかかる所定の費用の支払い、保険加入等）は、保護者と相談のうえ、自らの責任において定められた期限までに行います。
2. 留学プログラムへの参加に関する契約は、奨学生と旅行代理店との間で直接締結されるものであることを理解します。
3. 申込者多数の場合、留学する年に開催される希望の留学プログラムに申し込みできない可能性があることを理解します。
4. 旅行代理店が提供する留学する年に開催される留学プログラムが最小催行人数に達しない場合、旅行代理店が留学プログラムの中止を決定する可能性があることを理解します。
5. 留学プログラム参加にあたり、必要な海外旅行保険に加入することを理解し、これを行います。
6. 渡航先に必要な予防接種等を含め、留学プログラムに必要な健康管理を保護者と相談のうえ、自らの責任で行います。
7. 旅行代理店が必要と定めた事前研修やオリエンテーション等に参加します。
8. 奨学金給付に必要な口座情報、証明書、領収書等書類は財団が指定する期限までに提出します。
9. 奨学金のうち準備金および海外留学費用は、財団が指定する各書類の提出完了後に、それぞれ給付されることに同意します。
10. 奨学金は、海外短期留学に必要な費用にのみ使用します。
11. 奨学金は財団へ申告した奨学生本人名義の口座へ2回に分割して受領することを理解します。
 - 1回目 : 奨学生採用手続きおよび振込口座連絡完了後に準備金を給付
 - 2回目 : 奨学生が旅行代理店へ自ら選択した留学プログラムの申し込みを行い、財団へ所定の証明書等を提出後、90万円を上限として財団から給付

2回目以降：旅行代理店から追加請求が生じた場合、海外留学に行く前であること、かつ給付済の海外留学費用が90万円を超えない範囲であることを前提に、旅行代理店が発行した金額を確認できる証明書等を提出、財団が適当と認めた費用に限り90万円を上限として、追加給付される場合あり

12. 海外留学費用が90万円を超えた場合の超過額、ならびに本奨学金の趣旨に合致しないと財団が判断したオプションツアーまたはアクティビティに係る費用、および海外留学期間中または帰国後に発生した追加費用については、すべて奨学生本人が負担することに同意します。
13. 応募時に選択した留学プログラムと、旅行代理店へ申し込む留学プログラムの内容に著しい相違が認められる場合（例：渡航先、期間、プログラム内容等の大幅な変更）、財団は当該申込みを承認しないことがあると理解します。
14. 留学プログラムの主催者である旅行代理店の規約・約款を遵守します。
15. 留学により学校の授業や行事等に参加できない可能性がある場合は、事前に学校へ相談し、了承を得ます。また、学校への了承の依頼は自ら行い、財団が代行できないことを理解します。

【辞退・変更】

1. 留学プログラムの辞退、中止、中断が生じた場合、速やかに財団へ報告します。
2. 留学プログラムが自己の都合または旅行代理店の都合等により変更が生じた場合、速やかに財団へ報告します。尚、財団は変更起因する責任を負わないことを理解します。
3. 留学プログラムの変更により参加費用に追加費用が発生する場合、「【選考後に必要な手続き・奨学金について】」の項目11.2回目以降」の給付に則って、財団から追加の奨学金が給付される場合があることを理解します。
4. 応募者は、財団の採用通知日から3週間以内に財団へ連絡しない場合、応募者自身が奨学金を辞退したものととして取り扱われることを理解します。

【奨学金の返還】

1. 参加する留学プログラムの変更により、海外留学費用が当初給付額を下回る場合は、速やかにその差額を財団に返還します。
2. 留学プログラムの辞退、中止、中断、その他の事由により旅行代理店から返金が行われる場合、奨学生は、当該返金額のうち奨学生本人が負担した金額を差し引いた残額を、速やかに財団に返還します。また、奨学生は、返金額その他返金内容を確認できる旅行代理店発行の証明書等を財団に提出します。
3. 虚偽申告または不適切行為等により財団が本奨学金の奨学生として不適格と判断した場合、採用は取り消され、受領した奨学金を返還します。
4. 自己都合により、旅行代理店への申込み前に辞退する場合は、給付済の準備金を返還します。

【留学期間中の義務】

1. 国内外の移動や滞在中の事故、病気、トラブル、損害等に関して、財団は留学プログラムの運営主体ではなく、当該プログラムの内容、実施、運営、安全性その他一切について何ら保証せず、法令により免責が認められない場合を除き責任を負わないことを理解します。
2. 本奨学金の奨学生としての自覚を持ち、安全に配慮したうえで節度ある行動をとります。

【留学後の義務】

1. 財団が指定する期限までに「海外短期留学成果報告書」を提出します。
2. 財団からの求めがあった場合は、口頭による報告を行います。

申請日：202 年 月 日

応募者本人記入欄

上記誓約事項を十分に理解し、これに同意の上、本奨学金に応募することを誓約します。 ☐ はい	
学校名・学年	高等学校 年
応募者本人署名	

保護者記入欄

上記誓約事項を十分に理解し、これに同意の上、奨学金の返還義務が発生した場合には、当該奨学生と連帯してその返還義務を負うことをここに誓約します。 ☐ はい	
保護者署名	